

日本カトリック大学・短期大学連盟（大学部門）

大学院留学生奨学生規程

（目 的）

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟（以下「本連盟」という。）（大学部門）は、日本におけるカトリック信者の優れた学術研究者及び教育者の育成に貢献する目的をもって、日本カトリック大学・短期大学連盟（大学部門）大学院留学生奨学生を採用する。

（選 考）

第2条 留学生奨学生の選考は、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年委嘱する選考委員が行い、その報告に基づいて、会長が採用を決定する。

2 選考は第一次選考及び第二次選考とする。

（1）第一次選考 書類による選考

（2）第二次選考 第一次選考において合格した出願者について面接を行う。

なお、第二次選考に要する旅費を支給する。

（選考の基準）

第3条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。ただし、他に出願者がいない場合を除き、同一大学から重複した採用を避ける。

（1）カトリシズムに関し、知的に深い理解と洞察を持つものであること。

（2）大学及び大学院の成績、小論文、面接の結果等より判断して将来優秀な研究・教育者として活動する十分な能力があると認められるものであること。

（3）大学及び大学院の期間における行動の全般を通じて、特に研究心が旺盛で、意思・責任感が強く、かつ将来日本の国際交流に貢献するにふさわしい見識を持つものであること。

(4) 研究・教育の遂行に支障をきたさない程度に健康であること。

(5) カトリック信者として指導的役割を果たし得る素質と人格を具えていること。

(報告の方法)

第4条 選考委員は、経過及び結果を4月末日迄に書面で会長に報告しなければならない。

2 会長は、選考委員の第二次選考の報告に基づき、採用を決定する。

3 留学生奨学生の選考の経過及び採用結果については、本連盟総会に報告する。

(給付金額)

第5条 大学院留学生奨学生採用者1名につき、原則として月額10万円の奨学金を12ヵ月給付するものとする。

(奨学金の取消)

第6条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められたときは、その時点で奨学生たる資格を取り消す。

(1) 本人が奨学金を辞退したとき。

(2) 途中で学業継続が困難もしくは不可能になったとき（休学・退学の場合を含む）。

(3) その他奨学生として適性を欠くに至ったとき。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟大学院留学生奨学生規程（2013年6月7日施行）は、廃止する。